# 25年度における固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税・都市計画税の算出基礎となる土地・家屋の評価額は、3年に1度評価替えを行っています。25年度の評価額は、評価替えが行われた24年度の評価額を据え置くことが原則です。しかし、地価が下落した土地については価格の修正を行いましたので、修正後の価格が新評価額となります。

## 固定資産税とは

毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税です。

## 都市計画税とは

毎年1月1日現在、土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。

固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率（固定資産税は1・4％、都市計画税は0・27％）」によって算出されます。

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

**土地の税負担の基本的な考え方**

25年度においても税負担の公平性の観点から、負担水準が低い宅地については、その均衡化を促す措置（負担調整）を継続することとしています。負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

具体的な内容は表1の通りですが、25年度の税負担は次のようになります。

**（1）税額が下がる場合**

負担水準が100％を超える住宅用地および市街化区域農地は25年度の本則課税標準額まで、70％を超える商業地などは「25年度評価額×70％」の額まで課税標準額が下がるため、税額も下がります。

**（2）税額が据え置かれる場合**

負担水準が90％以上100％以下の住宅用地および市街化区域農地、60％以上70％以下の商業地などは、課税標準額が据え置かれるため、税額も据え置かれます。

**（3）税額が上がる場合**

負担水準が90％未満の住宅用地および市街化区域農地、60％未満の商業地などは、表1の該当欄に沿って課税標準額が上がるため、税額も上がります。

**家屋の税負担の基本的な考え方**

家屋については、24年度の評価額を据え置きます。次の期間に新築され、新築軽減が適用されていた家屋は、24年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

**【対象家屋】①21年1月2日～22年1月1日に建築されたもの＝一般住宅（次の②以外の家屋）②19年1月2日～20年1月1日に建築されたもの＝3階建て以上の中高層耐火住宅など**

**固定資産税・都市計画税納税通知書を発送します**

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日（水）に発送します。第1期の納期限は5月31日（金）です。

24年度から課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています（支払い用の納付書は従来通り代表者に送付します）。

詳しくは課税課土地資産税係☎470・7726、家屋資産税係☎470・7727へ。

表1　商業地と住宅用地の負担調整措置と課税標準額の求め方

| 商業地（非住宅用地・雑種地など） | | 住宅用地・市街化区域農地 | |
|---|---|---|---|
| 負担水準（％）＝前年度課税標準額／今年度評価額×100 | | 負担水準（％）＝前年度課税標準額／本則課税標準額※1×100 | |
| 負担水準 | 課税標準額※2 | 負担水準 | 課税標準額 |
| 70％を超える | 今年度評価額×70％ | 100％を超える | 本則課税標準額 |
| 60％以上70％以下 | 前年度課税標準額を据え置く | 90％以上100％以下 | 前年度課税標準額を据え置く |
| 60％未満 | 原則、「前年度課税標準額＋（今年度評価額×5％）」です。ただし、上記で算出した額が今年度評価額の60％を上回る場合は「今年度評価額×60％」、20％を下回る場合は「今年度評価額×20％」を課税標準額とします | 90％未満 | 原則、「前年度課税標準額＋（本則課税標準額×5％）」です。ただし、上記で算出した額が本則課税標準額の90％を上回る場合は「本則課税標準額×90％」、20％を下回る場合は「本則課税標準額×20％」を課税標準額とします |

※1　本則課税標準額とは、今年度評価額に住宅用地等特例率（表2参照）を乗じた額です。
※2　課税標準額とは、税額を算出するに当たり、その基礎となる額（税率をかける直前の額）です。

表2　住宅用地等特例率

| 区分 | 固定資産税 | 都市計画税 |
|---|---|---|
| 小規模住宅用地 | 6分の1 | 3分の1 |
| 一般住宅用地 | 3分の1 | 3分の2 |
| 市街化区域農地 | 3分の1 | 3分の2 |

※小規模住宅用地とは、住宅1戸当たりにつき200㎡までの住宅用地です。
※一般住宅用地とは、小規模住宅用地以外の住宅用地で、住宅床面積の10倍までの土地のことです。

# 市税などの納付には口座振替をご利用ください

口座振替制度は、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落とす制度です。金融機関に支払いに行く手間が省け、納め忘れが無くなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

**利用できる市税など**

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（所有する全ての車両が対象となります）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

**利用できる金融機関（25年4月1日現在）**

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、八千代銀行、東和銀行、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会および東京都の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

**利用できる預金種目**

普通預金、当座預金、納税準備預金（後期高齢者医療保険料は納税準備預金を利用できません）

**申し込み方法**

市内の金融機関で手続きができます。預金通帳、通帳届け出印、納税通知書を持参してください。

また、市民課・保険年金課（市役所1階）、課税課・納税課（同2階）などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送ください。市が手続きを代行します。

多忙のため、来庁する時間がない場合などは書類を郵送しますので、同課管理係（☎470・7729）へご連絡ください。

※25年度の申し込みは、1期分からの口座振替が開始できない場合もありますので、詳しくは同係へ問い合わせてください。

**各税（料）の振替日**

各期の納期限の日に、期別税額分の振り替えを行います。一度に年額分を振り替えたり、納期を過ぎた後に再度振り替えることはできませんので、ご注意ください。

**振り替え済みの確認**

口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預金通帳を記帳し、振り替え済みであることを確認してください。ただし、軽自動車税については、5月に口座振替した方に6月中旬頃、一括して「口座振替済通知書」を送付します。

※申告などで証明が必要な場合は、「納付額証明書」を発行しますので、同係へ問い合わせてください。

**注意事項**

振替口座を登録した後に、固定資産の相続・売買などによる所有権移転登記で、納税義務者が変更した場合は、新たに「口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。また、共有納税義務者（2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者）についても、共有員（共有の代表者を含む）のうち納税義務者が1人でも変更した場合は、同様に「口座振替依頼書」を提出する必要があります。なお、共有員は変更せず共有持分のみ変更した場合は、口座振替が継続されますので、「口座振替依頼書」を提出する必要はありません。

国民健康保険税は世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り口座振替は継続されます。

詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは同係へ。

# 夜間と休日に納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。

**【ご注意】**納税証明の発行はできません

**◎夜間納税相談窓口**

**【日時】**4月25日（木）の午後8時まで

**◎休日納税相談窓口**

**【日時】**4月20日（土）・21日（日）のいずれも午前9時～午後4時

**【会場】**夜間・休日のいずれも納税課（市役所2階）

詳しくは同課☎470・7730へ。

## 4月1日付市人事異動

市では、4月1日付けで部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職）。

**【部長級】**企画経営室長（企画経営室行政管理担当部長）橋爪和彦▽企画経営室行政管理担当部長（企画経営室職員課長兼主査事務取扱）佐々木弘治▽財務部長（環境部長）西村幸高▽環境部長（企画経営室企画調整課秘書広報担当課長兼主査事務取扱）小林尚生▽都市建設部長兼施設管理課施設建設担当課長事務取扱（都市建設部施設管理課長）古澤毅彦▽教育部長（教育部総務課長）東淳治▽教育部参事兼指導室長事務取扱（東京都）加納一好▽東京都（教育部参事兼指導室長事務取扱兼主査事務取扱）片柳博文

**【課長級】**企画経営室主幹（都市建設部都市計画課長）土屋健治▽企画経営室企画調整課秘書広報担当課長兼主査事務取扱（企画経営室企画調整課行財政改革担当課長兼主査事務取扱）渋谷千春▽企画経営室総務課長（市民部市民課長兼主査事務取扱）坂東正樹▽企画経営室職員課長（企画経営室総務課長兼主査事務取扱）菅原信▽企画経営室行政管理課長（環境部環境政策課長）浦山和人▽財務部納税課長（教育部総務課学校適正化等担当課長兼主査事務取扱）高梨顕彦▽財務部管財課長兼主査事務取扱（監査事務局長）久保田嘉代子▽市民部産業振興課長（市民部産業振興課長兼主査事務取扱）道辻正信▽市民部生活文化課長（子ども家庭部保育課長）保木本健一▽市民部市民課長（市民部生活文化課長兼主査事務取扱）木暮昭▽環境部環境政策課長兼主査事務取扱（都市建設部施設管理課施設建設担当課長）小島信行▽環境部ごみ対策課長（環境部ごみ対策課長兼管理係長事務取扱）佐川公行▽福祉保健部介護福祉課長（福祉保健部介護福祉課長兼主査事務取扱）田中潤▽福祉保健部健康課長（福祉保健部障害福祉課長補佐兼主査）原田祐子▽子ども家庭部保育課長（企画経営室情報システム課長）長澤孝仁▽子ども家庭部主幹（子ども家庭部子育て支援課長補佐兼子育て支援係長）田之上真▽都市建設部都市計画課長（都市建設部都市計画課都市政策担当課長兼街路交通計画係長事務取扱）小原延之▽都市建設部都市計画課都市政策担当課長兼街路交通計画係長事務取扱（都市建設部施設管理課長補佐兼下水道計画係長）池上浩一▽都市建設部施設管理課長兼主査事務取扱（財務部管財課長兼主査事務取扱）遠藤毅彦▽会計課長（教育部長）荒島久人▽教育部総務課長兼学校適正化等担当課長兼施設管理係長事務取扱（会計課長）林幸雄▽教育部生涯学習課長（教育部生涯学習課長兼文化財係長事務取扱）山下一美▽教育部図書館長（教育部図書館長兼業務係長事務取扱）岡野知子▽監査事務局長（福祉保健部保険年金課長補佐兼国民健康保険係長）斉藤昇司

詳しくは職員課☎470・7716へ。